瑞宝双光章を授けられる（各通）　足立　誠宏　磯部　庄資
（財務事務官）
道下　勝　義章　田村　敏夫　坪井　清三　和田　洋一　小椋　秀明　井上　仁一
瑞宝双光章を授けられる（各通）　鈴木　征夫　中村　正義
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月十六日）　吉川　克巳
瑞宝小綬章を授けられる　遠藤　元男　越智　信樹
河野　宗男　富谷　允老
瑞宝双光章を授けられる（各通）　比嘉　伸行　吉田　正勝
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月十七日）
（東京大学名誉教授）　田中　彦一
（九州大学名誉教授）　町田　三郎
瑞宝小綬章を授けられる（各通）　（三等海佐）　天野　高　荒木　英彦　石井　章　西村　一雄
伊藤　哲夫　菅沼　安行　武居　榮吾　松本　武彦　竹村　富士子　坪田　耕三
瑞宝双光章を授けられる（各通）（三月二十一日）　増田　信武　本林　常令　山本　勝也
瑞宝単光章を授けられる（各通）　木村　巧　中西　幸雄　和田　行義
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月十八日）　三浦　照夫　森　章二　狩野　和男
大井　正範　尾崎　延章
瑞宝双光章を授けられる（各通）（三月十九日）　服部　孝
瑞宝双光章を授けられる　高橋　幸男
瑞宝単光章を授けられる（以上三月二十日）　大宅　訂次
瑞宝双光章を授けられる　多田　昭敏
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月二十一日）　古賀　利次
瑞宝双光章を授けられる（各通）（三月二十二日）　松本　和　武彦　西村　広

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成30年4月24日　福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　平成30年第1号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成30年4月24日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成25年2月頃から平成26年6月頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

中浦徹也、慶田勇士及び犬塚託磨が共謀の上、複数の貸金業者名（後記4⑴参照）を使用して、業として金銭を貸し付け、1日当たり0.3％を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様につき後記4⑵参照）。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が把握している貸金業者名等

ア　貸金業者名

金本、高山、岩崎、前島、谷口、小島、石井、土田、遠藤、白水、森岡

イ　犯行に使用した電話番号

080－8083－9432、080－8854－9304、080－5923－7252、080－6788－7563、080－6788－7815、080－6434－7804、080－2250－5489、080－5923－7259、080－1320－9419、080－9500－3104、090－6241－5622、080－5616－7715、090－6241－4921、090－6241－4855、090－6241－5692、080－9380－1702、090－3724－7784、090－3724－7815

ウ　元本、利息を受領した金融機関の口座名義人

福岡銀行熊本営業部　坂井　信之名義　口座番号1469985

西日本シティ銀行姪浜駅前支店　中村　京子名義　口座番号1145820

ゆうちょ銀行　大西　正明名義　記号番号14730－3818731

ゆうちょ銀行　阪口　岩雄名義　記号番号14770－7634101

ゆうちょ銀行　工藤　晃則名義　記号番号17260－507511

イオン銀行ターコイズ支店　竹村　光名義　口座番号2802433

楽天銀行本社　富岡たえ子名義　口座番号4415510

ゆうちょ銀行　取溜やす子名義　記号番号15180－13964351

ゆうちょ銀行　糸井　清和名義　記号番号14480－38580001

ゆうちょ銀行　川口三知代名義　記号番号13290－8411141

広島市農業協同組合中筋支店　取溜やす子名義　口座番号0028298

ゆうちょ銀行　竹村　光名義　記号番号15120－48166941

ゆうちょ銀行　菊田　昌代名義　記号番号14020－16535021

ゆうちょ銀行　岩井　龍一名義　記号番号14090－33504691

ゆうちょ銀行　松本　信幸名義　記号番号17190－32962241

⑵　主な犯行態様

ア　入手した名簿に基づき、携帯電話のショートメール機能を使って、メールを送信して融資を持ちかけ、融資に応じた者については、携帯電話のインターネットバンキング機能を利用し、あるいは現金を借受人が指定した口座に振込入金する。

イ　元金・利息の返済は、天引き、あるいは被告人が指定した口座へ振込入金させて回収する。

5　開始決定の時における給付資金の額　金8,523万9,000円

6　支給申請期間　平成30年4月24日から同年6月25日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　①中浦　徹也、②慶田　勇士、③犬塚　託磨

⑵　裁判所名　①②③福岡地方裁判所

⑶　裁判年月日　①②③平成26年11月28日

⑷　確定年月日　③平成26年12月13日、②平成27年8月11日、①平成27年10月1日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人3名は共謀の上、無登録で営んだ貸金業法違反の犯罪行為及び前記3⑵の犯罪行為により得た現金の帰属を仮装しようと考え、平成25年8月5日ころから平成26年3月12日までの間、2,923回にわたり、貸し付けた金銭の元本及び利息の支払として借受人をして、被告人3名が管理する他人名義の銀行口座15口座に、現金合計9,500万5,500円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810－8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目5番30号

福岡地方検察庁　刑事政策推進室　電話番号092－734－9092（直通）

○　上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記8のとおり）。